

## 第103回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成30年5月7日(月) 午後2時から午後4時00分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎 18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)万代太子橋店(守口市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
光伸真珠 OSAKA ルクス店(東大阪市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 来店車両及び歩行者と荷さばき車両との交錯が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
イズミヤ住道店(大東市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ラ・ムー寝屋川店(寝屋川市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。